

令和4年第3回定例会（9月9日召集）

○質問 西川泰弘議員「農地冠水に係る町管理河川の改修整備について」

町管理河川や水路の中には、大雨や長雨が降ると毎回のようには水流が溢れ、農地冠水の被害にあう地域があります。

先月8月9日の大雨時にも農地冠水が発生しております。

水田や野菜栽培ハウス内への冠水により、農作物への被害はもちろん、その都度、被害を被った農業者の皆さんは栽培管理等に苦慮されている現状にあります。

被災している箇所では、雨水が集まりやすいなどの地形的な影響も想定されますが、過去から何度となく農地冠水の被害があり、その影響は広い範囲に及ぶこともあり、早期改善が求められている状況下にあると思います。

当麻町基幹産業である農業に従事される農業者の皆さんが安心して農業経営に取り組めるよう、農地の安全な保安全管理等を考慮していただき、町管理河川や水路の状況等現状を詳細に調査され、被害が発生しないよう冠水防止対策並びに河川水路の改修整備に向け、計画的、段階的に取り組む必要があると考えられますが、町長の考えを伺います。

○答弁 村椿哲朗町長

西川議員のご質問にお答えします。

8月は全国各地で大雨による河川の氾濫^{はんらん}や土砂災害など甚大な被害が発生しており、被災された皆様には心よりお見舞い申し上げます。

本町におきましては、8月8日から9日の早朝にかけ、北海道の西から前線が近づいた影響で断続的に雨が降り、比布の観測地点では24時間連続雨量で96ミリ、1時間雨量では9日の午前2時頃に32ミリを記録しております。

大雨により農地への冠水が発生した^{しょうしゃがわ}廠舎川の10条道路から11条道路間につきましては、河川の左岸側は山林で立木が^{おいしげ}生茂っている状況で、右岸側はコンクリートブロックで^{ごがん}護岸されていますが、経年劣化による破損も見られ、これらが原因で川の流れを阻害し浸水に至ったものです。

また、地域からの聞き取りでは、「昔に比べ降雨時の水量が増えている」との情報もあることから、現状で復旧するだけでは無く、適正な河川の流下能力を確認する必要があるものと考え、集水区域及び水量の実態を調査したうえで対策を実施してまいります。

また、他の町管理河川においても年次計画で川底の土砂撤去などを実施しておりますが、地形的に土砂の堆積しやすい区間もあることから、今後も状況に応じて維持管理を実施してまいります。

また、本町が管理する普通河川は、当麻川や牛朱別川など、北海道が管理する一級河川に合流いたします。

一級河川の水位が上昇することで、普通河川の流れが滞留するといった現状もございますので、下流の河川管理者へは河川改修の早期実施と、適正な維持管理について引き続き要望してまいりますので、ご理解願います。

○質問 上杉達則議員「町職員の副業について」

道内のいくつかの町で地方公務員法で原則禁止されている、職員の副業を条件付きで解禁したというニュースを目にしました。記事によると、人手不足が深刻な農業、漁業の職種に限定し、業務に支障のない勤務時間外に行い、地域貢献として許容できる報酬といった許可基準を設け、制度化し運用しているそうです。本町も基幹産業の農業は高齢化が進み、労働力の確保に頭を悩ませているのが現状で、公務員の副業を認めることは時代の要請ではないでしょうか。最終的に職員の任命権者である町長が認めれば職員の副業が可能になるということですが、制度化し、地域活性化や住民サービスの向上を図る意味で必要な施策だと思いますが、町長の考えをお伺いしたい。

○答弁 村椿哲朗町長

上杉議員のご質問にお答えします。

地方公務員の副業につきましては、全国的な先行事例として、和歌山県有田市、青森県弘前市、また道内においても、新得町、池田町、共和町のほか、北海道日高振興局で、制度化され実施している状況にあります。

さて、本町においても、町職員の副業を制度化する考えはないか、とのことでありますが、町内農業者の皆さんは、パートやアルバイト、高齢者事業団、民間の人材派遣会社など、様々な方法により、労働力を確保されていると理解しております。

本町は、中核市である旭川市に隣接している立地条件もあり、現在のところ、農業者の皆さんより、「労働力の確保に大変苦慮している」とのお声をいただいているのが実態であり、JA当麻からも同様のことを伺っております。

仮に、町職員の副業を制度化する場合の許可する条件として、

○地域・社会的課題の解決に寄与する公共性の高い活動であること。

○職員個人の意思により行うものであること。

○公平性・透明性を確保するため、営利を主目的としたものや法令に反するものでないこと。

○活動先の団体との間に特別な利害関係がないこと。

○報酬の額は社会通念上相当と認められる範囲であること。

○勤務時間外であること。

○週単位や1カ月単位で活動時間の制限を設けること。など、具体的な条件を決めることとなります。

当然、役場業務に支障を来すような状況は避けなければいけないことから、現実的には、土曜日、日曜日、祝祭日における、労働力の提供になると考えますし、1日当たりの労働時間数にも制限を

設けることが必要になるかもしれません。

そのような前提条件で制度化をした場合、果たして農業者の皆さんより、どの程度のニーズがあるのか、また、町職員の内どの程度の人数の申請があるのか、疑問なところもあり、慎重な判断をしなければならないと考えております。

いずれにしましても、農業における労働力の確保につきましては、重要な問題であることから、J A当麻をはじめ、関係機関と十分情報を共有し、何らかの対策を講じなければいけないと判断した場合には、町職員の副業の制度化を含め、検討をしていく必要があると捉えております。

加えて、他産業におきましても、同様のことが想定されることから、町職員の副業の制度化を図ることが、労働力の確保対策として有益な方策と成り得るのか、しっかりと見極めながら取り進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

○質問 加藤 功議員「住宅リフォーム助成制度について」

町民から住宅をリフォームしたいが費用の一部を助成していただきたいとの要望があります。上川振興局管内の市町村では住宅への補助や助成などの支援が広がっています。今年度から隣町の比布町でも始めました。

当麻町で住宅をリフォームする際、工事費の2分の1（上限額30万円）を助成してはどうかと考えます。対象工事は屋根のふき替え、外壁、浴室、台所、基礎土台の補強など、この事業は予算の8倍から30倍の経済的波及効果があると言われており、仕事おこし雇用の拡大に役立つことと思えます。

ぜひ、住宅リフォームの助成を考えてみてはと思いますが町長の考えを伺います。

○答弁 村椿哲朗町長

加藤議員のご質問にお答えします。

居住環境の向上と長寿命化を図り、安心して住み続けられる住宅の整備に、リフォーム工事は有効なものであります。

本町では、地震が発生した際、倒壊や被害を最小限に抑えるために、また、生命や財産を守ることを目的に、昭和56年以前の住宅、いわゆる「旧耐震基準」で建築された住宅や店舗併用住宅に対し、耐震改修を実施する際には「当麻町住宅、建築物耐震改修促進費補助金」を交付しており、耐震改修と同時に住宅リフォームを行った際には、リフォームに掛かった工事費の一部を補助しております。

補助額は、耐震改修部分で上限30万円、100万円を超えるリフォーム工事部分で20万円、最大で1戸あたり50万円を、同一住宅で1回限りとし、交付するものでありますが、要件としている耐震改修は、着手前に耐震診断を受け、改修は国土交通省で定める基準に適合していることが条件となっていることから、補助金の交付実績はございません。

また、住宅リフォームに関する補助制度ではありますが、国において「こどもみらい住宅支援事業」

を実施しております。

この事業は、子育て支援及び2050年カーボンニュートラル実現の観点から、高い省エネ性能を有する新築住宅の取得や住宅の省エネ改修などに対して補助金を交付するもので、リフォーム工事においては、補助対象工事及び発注者の属性などに応じて5万円から60万円の補助が受けられるもので、リフォームに関する問い合わせがあった際には、本事業をご案内させていただいております。

議員ご提案の住宅リフォーム助成制度と「こどもみらい住宅支援事業」の内容が重複しておりますので、現時点での住宅リフォームに対する助成は考えてはございませんので、ご理解願います。

なお、「こどもみらい住宅支援事業」における施工業者は、参加登録が必要となることから、町内の建設事業者へ周知してまいります。

○質問 加藤 功議員「学校給食費の無償化について」

2021年度の学校給食費無償化の道内自治体の数は小学校35、中学校34となっています。上川振興局管内では、上川町と美瑛町が無償化されています。

当麻町での学校給食費は小学校で1食238円、中学校で1食289円の負担で、令和4年度の小・中児童生徒の負担見込み額は2,036万円となっています。子育ての負担軽減を進めていくうえで給食費の無償化は急ぐべきではないかと考えますが教育長の考えを伺います。

○答弁 中村欣也教育長

加藤議員の質問にお答えします。

当町の学校給食費は、小学生では一食238円で近隣町と比較しまして最安値。中学生では一食289円と下から数え2番目の価格となっております。

消費税率の引き上げや食材費の上昇により、給食費の値上げを実施した自治体もございます。加えてロシアによるウクライナ侵攻の影響などによる原油高や、急速な円安の影響などにより食材価格も軒並み高騰しておりますが、当町につきましては、主食となりますお米の全量を「田んぼの学校」での収穫で賄っておりますので、非常に厳しい状況ではありますが、給食費の値上げをせず安価で提供することができております。

当町では、小中学校の修学旅行経費を全額助成する「修学旅行経費助成事業」、高校生の就学費用の一部を助成する「はばたけふる里応援事業」などの子育て世代の負担軽減策を始め、学校に英会話講師、特別支援員、スクールソーシャルワーカーなどの人的配置など、様々な子育て施策を実施しております。まずはこれらの事業をしっかり継続していくことが重要と考えております。

道内では小学校で35、中学校で34の自治体が、上川管内では上川町と美瑛町が給食費の無償化を実施しているとのことですが、現時点では給食費の無償化につきましては考えてはございませんので、ご理解願います。